

令和5年4月27日

各 学 部 長
地 域 創 造 学 環 長
光 医 工 学 研 究 科 長
創 造 科 学 技 術 大 学 院 長
山 岳 流 域 研 究 院 長
電 子 工 学 研 究 所 長
グ リ ー ン 科 学 技 術 研 究 所 長
各 学 内 共 同 教 育 研 究 施 設 長
イ ノ ベ ー シ ョ ン 社 会 連 携 推 進 機 構 長 殿
国 際 連 携 推 進 機 構 長
未 来 社 会 デ ザ イン 機 構 長
安 全 衛 生 セ ン タ ー 長
男 女 共 同 参 画 推 進 室 長
附 属 図 書 館 長
事 務 局 長
技 術 部 長
保 健 セ ン タ ー 所 長

学 長

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症その他の感染症の
まん延防止等のための就業上の措置等について（通知）

現在、本学においては、新型コロナウイルス感染症に感染することを回避し、及び新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、下記の通知に基づき特別な措置（就業制限、ワクチン接種等のための特別な休暇、早出遅出勤務、専用のウェブフォームによる報告等）を講じているところです。また、インフルエンザについても、下記の通知に基づき対応しているところです。このような状況において、このたび、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置づけが令和5年5月8日に2類相当から5類に変更されることになりました。このため、新型コロナウイルス感染症への感染回避等のために現在実施している特別な措置を見直すとともに、現在実施しているインフルエンザに関する対応について整理いたしました。

つきましては、同法律上における新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に変更さ

れる日（令和5年5月8日想定）付で、下記の通知を廃止し、就業上の措置等について別紙のとおり取り扱うことといたしますので、教職員に周知していただくとともに、遺漏ないようご対応願います。

記

新型コロナウイルス感染症に感染することを回避し、及び新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための特別な措置に係る通知

- ① 令和2年4月10日付 『新型コロナウイルス感染症の流行等を踏まえ附属学校園を臨時休業とすることに伴う附属学校園の教職員に対する就業上の取扱い（通知）【第1報】』
- ② 令和2年4月23日付 『新型コロナウイルス感染症に関し、小学校等の臨時休業等に伴い子の世話のためにやむを得ず勤務することができない教職員に対する就業上の取扱いについて（通知）【第2報】』
- ③ 令和2年6月4日付 『新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のために実施する早出遅出勤務の取扱いについて（通知）【第1報】』
- ④ 令和3年5月28日付 『新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を教職員が受ける場合等における就業上の取扱いについて（通知）【第1報】』
- ⑤ 令和4年5月31日付 『新型コロナウイルス感染症に関する就業上の措置（就業禁止、在宅勤務及び自宅待機）及び新型コロナウイルス感染症等に関する報告用Webフォームについて（通知）【第4報】』
- ⑥ 令和4年10月27日付 『新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに私事による海外渡航及び国内移動の取扱いについて（通知）【第10報】』

インフルエンザに関する対応に係る通知

- ① 平成23年1月20日制定（平成26年12月12日一部改正） 『インフルエンザに関する対応について』

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症その他の感染症のまん延防止等のための就業上の措置等について

1. インフルエンザ等にかかっている教職員について

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症その他の感染症（以下「インフルエンザ等」という。）にかかっている教職員は、自身の健康を回復させ、また、感染症のまん延の防止を図るため、就業せず、次に掲げる休暇を取得し、主治医又は保健センターが指示する期間の療養に努めるものとする。

なお、教職員は、インフルエンザ等にかかった場合は、直ちにその旨を部局の総務担当に連絡するものとする。

- ・年次有給休暇
- ・国立大学法人静岡大学教職員休暇等規程第8条に規定する病気休暇
- ・国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員休暇等規程第7条第1項第9号に掲げる特別休暇

2. インフルエンザ等にかかっている疑いがある教職員について

インフルエンザ等にかかっている疑いがあり、発熱等の症状により療養する必要がある教職員は、自身の健康回復と感染症まん延の防止の観点から、前記に掲げる休暇を取得し、医療機関を受診するなどして療養に努めるものとする。

また、症状がなくても、インフルエンザ等にかかっている者に接触した教職員は、自身の体調管理に努め、症状が出た場合は医療機関を受診するなど、適切に対応するものとする。

3. 部局長の責務

部局長は、インフルエンザ等にかかっている教職員のみならず、発熱等の症状により療養する必要がある教職員が療養に専念できるよう必要な措置を講じるものとする。

4. 通知の廃止

次に掲げる通知は、廃止する。

- ① 令和2年4月10日付 『新型コロナウイルス感染症の流行等を踏まえ附属学校園を臨時休業とすることに伴う附属学校園の教職員に対する就業上の取扱い（通知）【第1報】』
- ② 令和2年4月23日付 『新型コロナウイルス感染症に関し、小学校等の臨時休業等に伴い子の世話のためにやむを得ず勤務することができない

教職員に対する就業上の取扱いについて（通知）【第2報】』

- ③ 令和2年6月4日付 『新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のために実施する早出遅出勤務の取扱いについて（通知）【第1報】』
- ④ 令和3年5月28日付 『新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を教職員が受ける場合等における就業上の取扱いについて（通知）【第1報】』
- ⑤ 令和4年5月31日付 『新型コロナウイルス感染症に関する就業上の措置（就業禁止、在宅勤務及び自宅待機）及び新型コロナウイルス感染症等に関する報告用Webフォームについて（通知）【第4報】』
- ⑥ 令和4年10月27日付 『新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに私事による海外渡航及び国内移動の取扱いについて（通知）【第10報】』
- ⑦ 平成23年1月20日制定（平成26年12月12日一部改正） 『インフルエンザに関する対応について』

なお、②に掲げる通知の廃止により、新型コロナウイルス感染症に感染した子の看護のための特別な休暇はなくなるが、中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のための休暇として、国立大学法人静岡大学教職員休暇等規程11条第1項第6号又は国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員休暇等規程第7条第1項第14号に掲げる特別な休暇があることに留意する。

5. 実施日

この通知に基づく措置は、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置づけが5類に変更される日（令和5年5月8日想定）付で実施する。

6. 経過措置等

この通知の実施日において、前記①から⑦までに掲げる通知に基づいて処理している特別な措置については、引き続き同通知に基づいて処理するものとする。